



令和3年1月20日

## 水道メーターの検定有効期限切れ事案の発生について

彦根市が設置している水道メーターのうち83件について計量法で定める検定有効期限切れが見つかりました。詳細は下記のとおりです。

市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 概要

計量法において、水道メーターは検定後8年の有効期限を迎えるまでに交換することが義務づけられており、彦根市ではこれを含め彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務委託として株式会社エコシティサービスに委託しているところです。このたび、令和3年1月7日に市職員が行う書類の発送準備作業中に水道メーターの検定有効期限が切れている案件が見つかり、彦根市が設置しているすべての水道メーターの検定有効期限を確認しましたところ検定有効期限切れのものが83件見つかったものです。

#### 2 対象件数

|               |    |               |     |
|---------------|----|---------------|-----|
| 平成29年7月有効期限切れ | 2件 | 平成30年7月有効期限切れ | 7件  |
| 令和元年7月有効期限切れ  | 8件 | 令和2年7月有効期限切れ  | 66件 |

#### 3 原因

株式会社エコシティサービスから業務完了報告を受けておりましたが、この作業に関する報告資料が十分でなかったことから、これに気付くことができなかったことによるものです。

#### 4 影響

有効期限を超過したメーターはすぐに使用不能になるものではありませんが、計測精度が劣化する可能性があります。

#### 5 今後の対応

株式会社エコシティサービスにより、すみやかにメーター交換を行います。

#### 6 再発防止策

委託業者に対し、メーター交換開始月から毎月メーター交換の進捗状況について、交換の詳細を記載した報告書の提出を求めるとします。また、完了報告書提出時には、翌年度に有効期限切れを迎えるメーターの有無を市と委託先で二重確認し、再発防止に努めます。

#### 問い合わせ先

上下水道業務課 担当：田中、藤本雅

電話：0749-22-2722

FAX：0749-22-5433

E-mail：(上下水道業務課)

[hyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:hyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp)